

# Smart Data Platform サービス利用規約 共通編【現改比較表】 2021年10月1日現在

～2021年9月30日

2021年10月1日～

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

第1章 (略)

第2章 契約

第7条～第11条 (略)

(氏名等の変更の届出)

第12条 契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは所在地について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2～3 (略)

第13条～第14条 (略)

(当社が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除)

第15条 (略)

2 当社は、第16条(利用中止)の規定によりSDPFサービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、SDPFサービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、SDPFサービスに係る契約の一部または全部を解除をすることがあります。

3 当社は、前2項の規定により、SDPFサービスに係る契約を一部または全部解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章～第7章 (略)

第8章 雑則

第29条 (略)

(SDPFサービスの廃止)

第30条 (略)

第31条 (略)

第1章 (略)

第2章 契約

第7条～第11条 (略)

(氏名等の変更の届出)

第12条 契約者は、その氏名若しくは商号、住所若しくは所在地又はその他契約者に係る事項について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2～3 (略)

第13条～第14条 (略)

(当社が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除)

第15条 (略)

2 当社は、契約者が第17条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のSDPFサービスに係る業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、SDPFサービスの利用停止をしないでそのSDPFサービスに係る契約を解除することがあります。

3 当社は、第16条(利用中止)の規定によりSDPFサービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、SDPFサービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、SDPFサービスに係る契約の一部または全部を解除をすることがあります。

4 当社は、前3項の規定により、SDPFサービスに係る契約を一部または全部解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章～第7章 (略)

第8章 雑則

第29条 (略)

(SDPFサービスの廃止等)

第30条 (略)

第31条 (略)

～2021年9月30日	2021年10月1日～
<p>(契約者の義務)</p> <p>第32条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 第三者になりすましてSDPFサービスを利用する行為をしないこと。</p> <p>(12) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。</p> <p>(13)～(24) (略)</p> <p>2～13 (略)</p> <p>第33条～第44条 (略)</p> <p>補足 (略)</p> <p>料金表 (略)</p>	<p>(契約者の義務)</p> <p>第32条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 第三者になりすましてSDPFサービスを利用する行為 (<a href="#">偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。</a>) をしないこと。</p> <p>(12) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信し、<a href="#">又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為を</a>しないこと。</p> <p>(13)～(24) (略)</p> <p>2～13 (略)</p> <p>第33条～第44条 (略)</p> <p>補足 (略)</p> <p>料金表 (略)</p>
	<p><a href="#">附則 (令和3年9月27日 D P S 第00830780号)</a></p> <p><a href="#">この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。</a></p>